

# 石川県町会区長会連合会会則

(名称・事務所)

第1条 本会は、石川県町会区長会連合会と称し、事務所を金沢市に置く。

(目的)

第2条 本会は、石川県発展のため各市町の町内会長(町会長、区長)相互の連絡協調を図り、併せて公正な県政の運営に協力し、県民の福祉増進と民主政治の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 石川県町会区長会連合会大会の開催
- (2) 石川県の発展並びに県民の福祉増進のため、県政の円滑な推進に対する協力
- (3) 各市町の町内会長(町会長、区長)相互の連携と関係諸団体との連絡協調
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

(会の組織)

第4条 本会は、石川県内各市町の町内会長(町会長、区長)をもって組織する。

(代議員)

第5条 本会の構成員を代表する者として、各市町から選出された代議員を置く。代議員の数は別に定める。

(役員)

第6条 本会の事務を処理するため、次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
常任理事	若干名	理 事	若干名
会 計	1 名	会計監査	2 名

(役員を選出)

第7条 役員を選出及び選任については、次のとおりとする。

- (1) 会長は、常任理事会において協議のうえ選任し、理事会の同意を求めるものとする。
- (2) 副会長は、常任理事のうちから会長が指名し、理事会の同意を求めるものとする。
- (3) 会計は、会長が指名するものとする。
- (4) 会計監査は、常任理事会において協議のうえ選任する。
- (5) 常任理事は、各市及び各郡で協議し、理事のうちから選任する。
- (6) 理事は、各市町において選任するものとする。
- (7) 上記の役員数は、別表に定め、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

なお、補欠役員は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 本会の役員の主たる任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任理事は、会長、副会長を扶けて通常の業務を処理する。
- (4) 理事は、本会の運営並びに事業の推進を図る。
- (5) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (6) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(顧問・相談役)

第9条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会に諮り会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとし、会長が招集する。

- (1) 総会は年1回とし、臨時総会は必要に応じ開催する。
- (2) 常任理事会及び理事会は、必要の都度開催する。

第11条 総会は、理事及び代議員をもって構成し、次の項目を附議する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会則の改正
- (4) その他、重点事項

(経費)

第12条 本会の経費は、会費及び補助金、その他の収入をもって充てる。会費は別に定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を設け事務局長を置く。

2. 本会の運営に必要な事務処理については、常任理事会及び理事会の承認を得る。
3. 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

附 則 この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

この会則は、平成18年7月25日から施行する。